第93号議案

足立区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和元年9月20日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例 足立区職員の懲戒に関する条例(昭和49年足立区条例第38号)の 一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年足立区条例第一号)第20条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第21条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第23条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第24条に規定する休日給に相当する報酬及び第25条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。))」を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条 例案を提出いたします。